

【重要】

早期卒業認定に関する申請手続きについて (2022年4月進学者対象)

本学部では、法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則（以後、「早期規則」）に基づき、「進学した年度の翌年度の9月」での早期卒業を申請に基づき認めます。

2022年4月進学者（2A 及び3S 終了時に申請した者は除く）の中で希望する者は、法学部便覧掲載の早期規則を熟読し、要件（早期規則第2条第2項）を満たしている者は、以下の申請期間内に手続きを行うこと。様式（計画書【3A 終了時用】）をダウンロードし、必要事項を記入の上、学部チーム窓口を持参するか、以下のアドレス宛に添付してメール送信すること【**×切厳守**】。

[gakubu.j \(AT\) gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j(AT)gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

※ (AT) は@に変更してください。

申請の際には、計画書の提出を求める（早期規則第

2条第3項) ので、早期卒業後に進学予定の高等教育機関など、事前に学修目的・計画を立てる必要がある。

申請期間：2023年3月22日(水)～28日(火)

注) 期間外の受付は一切行わない

可否については、本学部学務委員会での判断の後に、4月中旬(2023年度Sセメスター履修確認・修正期間前)までに、個別にメールにて連絡する。

2022年11月 法学部